

様式3

町民意見等の概要及び各意見等に対する町の考え方

1 事案名

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害に備えた茨城町屋内退避及び避難誘導計画（案）

2 意見提出者数 2人

提出方法	人数
直接提出	1人
郵送	
F A X	
Eメール	1人
合計	2人

3 意見等の概要及び町の考え方

NO	意見の対象箇所	意見の概要	意見数	町の考え方（回答）
1	全体	原子力災害は人間の手に負えないものであり、このような避難計画の策定を強いる原子力に反対である。米国をはじめ、世界のエネルギー政策は、コスト面でも競争力が高まっている自然エネルギーへと移行している。日本は、自然エネルギーの資源大国であるにもかかわらず、その流れに乗り遅れている。原子力政策はやめるべきである。	1	国のエネルギー政策については、本計画の趣旨と異なりますので、ご回答いたしかねます。

2	全体	<p>原子力災害の避難計画について、行政側から「避難計画を策定して終わりという事はありません」と良く聞かれるが、「実効性のある避難計画は難しいが徐々に改善していく」と言っているに等しい。不十分でも策定してしまえば、再稼働の条件がそろってしまう。</p>	1	<p>対象区域内の人口や年齢層などの日々変化する要素や、新たな知見、原子力災害対策指針の改正等の可能性がある以上、計画を策定した後も継続して見直しを行う必要があるため、その旨を記載しております。また、本計画(案)の対象施設について、計画の策定は再稼働の条件ではございません。</p>
3	全体	<p>「再稼働するしないに関わらず、施設に核物質がある限りは必要」ということも良く聞かれるが、再稼働するか否かで危険性は全く異なり、再稼働することによって格段に危険性が高まることを認識しなければならない。</p>	1	<p>対象施設の危険性について、引き続き正しい認識に努めてまいります。</p>

4	第 1 章 の 2 「計画の位置 づけ」	茨城町地域防災計画（原子力災害対策計画編）では、原子力災害対策重点区域について「常陽から 8 km 以内の地域」との記載のみであり、本計画との齟齬が発生している。本来であれば、地域防災計画を先に改定すべきであるところを後回しにし、本計画を策定するということは、HTTRの再稼働スケジュールありきの計画であり、機能しないと考える。	1 ご意見のとおり、茨城町地域防災計画（原子力災害対策計画編）との齟齬が発生しているのは事実であり、令和 3 年 7 月現在、同計画の見直しを行っております。本計画（案）については、そのさらに上位の原子力災害対策指針や茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき作成したものであり、茨城町地域防災計画（原子力災害対策計画編）についてもそれらに基づき見直しを行うことで、齟齬を解消いたします。本来、茨城町地域防災計画（原子力災害対策計画編）の見直しを先に実施すべきところではありますが、より直接的に安全対策に関わる本計画の策定を優先したものであり、ご指摘いただきました記載については、適切に修正いたします。 (修正) 第 1 章の 2 の最後に、「なお、国指針や県地域防災計画、県ガイドラインの改定等により、地域防災計画との相違がある場合は、当該国指針等を優先するものとする。」と付け加えます。
---	----------------------------	--	--

5	第 1 章 の 3 「計画の修正・見直し」	原子炉の場合、起動時のトラブルが最も多いことは良く知られており、7月末のHTTRの起動時にトラブルが発生することも想定すべきである。しかし、「この計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたもの」とあり、詳細には詰めていないということである。これでは、計画を策定したことにはならない。	1	対象区域の人口や年齢層等、流動的な要素が多々あることから、「現時点における基本的な考え方をまとめたもの」としております。詳細については、それぞれの実情に応じて、その都度検討していくこととなりますが、その基準となる「基本的な考え方」を定めておく必要があることから、本計画（案）を作成したものです。計画策定後、それぞれの詳細については適宜対応に努めてまいります。
---	--------------------------	---	---	---

6	第 2 章 の 1 「対象施設及び区域」	<p>原子力災害対策重点区域を「概ね半径 5 km」としているのは「原子力災害対策指針」に基づくものであると思われるが、「概ね」とあるとおりかなりあいまいである。本来であれば、原子力規制委員会において、各原子炉の影響範囲を個別に審査すべきと考える。</p> <p>そのため、対象区域を「5 km」と限定的に捉え、住民説明会の参加を対象地区住民のみに限定することは、感染症対策を理由にしても不当である。</p>	1	<p>ご意見のとおり、UPZを「概ね半径 5 km」としているのは、原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)に基づくものです。原子力災害対策指針では、施設において異常事態が発生した場合にその影響が及ぶ可能性のある区域として定められているものであるため、町としては、当該区域を含む行政区を対象として本計画(案)を作成したところです。</p> <p>また、住民説明会については、新型コロナウイルス感染症の防止等の観点から、本計画(案)において対象としている行政区のみに限定いたしました。パブリックコメントにより広くご意見を募集するとともに、ご希望の方には、住民説明会に替えて個別にご説明するなどの対応を行ってきたところです。</p>
---	-------------------------	--	---	--

7	<p>第 3 章の 1 の (1)「屋内退避」</p>	<p>屋内退避によって被ばくをどれだけ防げるのか、根拠が示されていない。</p> <p>特に、地震などによって家屋が被害を受け、屋内退避が不可能となった場合のことが考慮されていない。</p>	1	<p>屋内退避を含む防護措置については、原子力災害対策指針に基づき実施するものであり、その有効性については原子力規制委員会において判断されるものであると考えます。</p> <p>また、家屋が被害を受けるような地震が発生した場合には、地域防災計画に基づき、その時点で避難所を開設し、避難者の受け入れを行うこととなります。</p>
8	<p>第 4 章の 3 「要配慮者の避難」</p>	<p>避難行動要支援者名簿が完成し、支援者のマッチングが完了していなければ、有名無実である。また、バスなどの移動手段についても、「こういう体制で実施する」ということを示すのが本来の計画である。それが示されていない計画では、実効性がない。</p>	1	No. 5 と同様です。
9	<p>第 4 章の 4 「児童等の避難」</p>	<p>「在園、在校中に原子力災害が発生した場合の対応について、あらかじめマニュアル等を作成するものとする」とあるが、そのマニュアルが完成していなければ、本計画を策定したことにはならない。</p>	1	No. 5 と同様です。